省　令

○総務省令第二十一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第九項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十九条の規定に基づき、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

総務大臣　金子　恭之

地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公営企業法施行規則の一部改正）

第一条　地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記第十三号（第四十八条関係） 貸借対照表様式 ［略］ 負　債　の　部 ［略］ 6　繰　延　収　益 ［略］ 運営権者更新投資収益化累計額　△××××× ［略］ **別記第十四号**（第四十八条関係） 事業報告書様式 何年度（地方公共団体名）何事業報告書 1　概　況 ［(1)　略］ (2)　経営指標に関する事項 (3)～(6)　［略］ ［2～6　略］	**別記第十三号**（第四十八条関係） 貸借対照表様式 ［同左］ 負　債　の　部 ［同左］ 6　繰　延　収　益 ［同左］ 運営権者更新投資収益化累計額　△××××× ［同左］ **別記第十四号**（第四十八条関係） 事業報告書様式 何年度（地方公共団体名）何事業報告書 1　概　況 ［(1)　同左］ ［新設］ (2)～(5)　［同左］ ［2～6　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

（地方公営企業法施行規則等の一部改正）

第二条　地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （退職給付引当金に関する経過措置） **第五条**　最初適用事業年度の初日において新規則第二十二条の規定により計上されるべき退職給付引当金については、同条の規定にかかわらず、最初適用事業年度以降十五事業年度を限度として、同日における全企業職員の平均残余勤務期間（各企業職員の同日から定年退職日（地方	**附　則** （退職給付引当金に関する経過措置） **第五条**　最初適用事業年度の初日において新規則第二十二条の規定により計上されるべき退職給付引当金については、同条の規定にかかわらず、最初適用事業年度以降十五事業年度を限度として、同日における全企業職員の平均残余勤務期間（各企業職員の同日から定年退職日（地方